役員等報酬規程

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人 楠会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき評議員選任・解任員、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等に ついて定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条 役員等には、勤務形態に応じて、次の報酬を支給する。

（1） 常勤役員（理事長）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

（2） 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（役員の報酬の額）

第３条 役員等に対する報酬の額は、次に掲げる事項による。

（1） 理事長の報酬については、別表 １、別表２に定める額とする。

（2） 理事長の退職手当については別表３に定める額とする。

（3） 非常勤役員等の報酬については、別表４に定める額とする。

（出張旅費等）

第４条 役員等が、法人の業務のため出張する場合は、別表５に定める報酬及び旅費等を支給することができる。

２ 旅費は実費を支給する。

３ 業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給することができる。

４ 旅費等は原則として、出張終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

（報酬等の支給方法）

第５条 役員等に対する報酬等の支給方法は次に掲げる区分に応じて定める事とする。

（1） 常勤役員等に対する報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が、 国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日又は日曜日にあたるときは、これら

の前日とする。尚、連休等により支給日が３日以上遡る場合に は、支給日を調整することがある。

(2) 理事長の退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、理事会決議後 ２か月 以内に支給する。但し、法人の業績いかん等により理事長またはその遺族と協議の上支給時期・方法について別に定める。

２ 報酬額等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（適用除外）

第６条 法人及び施設の職員を兼務する職員は、この規程を適用しない。

（慶弔）

第７条 役員等が社会福祉事業に関する功労により、賞の受賞の際には協議の上、別表６の祝い金を支給する

（弔慰金）

第８条 役員が死亡したときは、別表７の定めにより相続人に慶弔金を支給するほか、葬儀に際して生花または弔電を供えることができる。

（傷病見舞金）

第９条 役員が傷病により入院した際、病状、期間に応じ、別表６に定める傷病見舞金を支給する。

（公表）

第１０条 法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の２第１項第２号に定める報酬等の基準として公表する。

（改廃）

第１１条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得るものとする。

（補則）

第９条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定め

ることができる。

附則

1. この規程は令和６年４月１日から施行する。
2. 社会福祉法人楠会役員報酬規程（平成　２９年６月２２日施行）は廃止する。
3. 在任期間については、理事長及び役員の当初就任日に遡って適用する。

別表 1 理事長の報酬

役職名	月額報酬
理事長	２００，０００円～１，０００，０００円の間で支給する

別表 2 理事長の報酬

役職名	賞与
理事長	業績に応じ夏季、冬季賞与各、報酬月額×１．５か月の範囲内にて支給する

別表 3 理事長の退職慰労金の算定式

退職時の業務報酬月額 ×役員在任年数 ×功績倍率（最高２倍） 上記の役員在任年数は 1 年単位とし 1 年未満の端数があるときは月割計算とする。 但し、1 ケ月未満は切り捨てる。

別表 4 非常勤役員の報酬

理事	日額
理事会の出席	１０，０００円
その他法人、施設業務による出勤	１０，０００円

監事	日額
理事会、評議員会、監事監査の出席	１０，０００円
その他法人、施設業務による出勤	１０，０００円

評議員	日額
評議員会の出席	１０，０００円
その他法人、施設業務による出勤	１０，０００円

評議員選任解任委員	日額
評議員選任解任委員会の出席	１０，０００円
その他法人、施設業務による出勤	１０，０００円

別表５役員等の出張に関する報酬及び旅費等 区分

報酬の額 出張業務報酬 日額 18,000 円 旅 費 実費 宿泊費上限 20,000 円 その他業務遂行のための経費 実費精算

別表６表彰祝い金

適用	日額
お祝い金	３０，０００円以内

別表７弔慰金

適用	日額
理事長	１００，０００円
理事長以外の役員	５０，０００円以内

別表８傷病見舞金

適用	日額
私傷病見舞金	１０，０００円以内